

有価金属含有物売却に係る分析試料採取要領

1 目的

この要領は、令和2年度「有価金属含有物売り払い契約に係る仕様書」第3項 入札参加希望者による成分の事前確認に掲げる「試料採取」を、入札参加希望者の依頼により売払者が行う際の採取方法について定める。

2 試料採取量

試料採取量は1者につき、試料1種類当たり200g（溶融飛灰2リットル程度まで）とする。

例	溶融飛灰	200g（2リットル程度まで）
	煙道スラグ	200g

3 試料を採取する対象数

- (1) 溶融飛灰（溶融飛灰1～溶融飛灰13 ドラム缶152缶）
- (2) 煙道スラグ（煙道スラグ1～煙道スラグ7 ドラム缶9缶）

4 試料採取方法

- (1) 溶融飛灰、煙道スラグ共にそれぞれ3検体までとする。
- (2) 1検体当たりの試料採取対象数は、3ドラム缶までとする。
- (3) 採取試料は それぞれ個別に提供する。
- (4) 売払者は、試料の採取状況を写真撮影し入札参加希望者に提供することができる。

5 試料の採取容器及び輸送容器

- (1) 試料採取容器はポリエチレン等の袋とする。
- (2) 試料の輸送容器は、段ボール箱とする。
- (3) 試料の梱包は、試料が漏出することの無いよう行う。

6 試料の輸送方法

試料の輸送は、宅配業者等に委託して行う。
輸送費用は、受取人払いとする。

参考 試料採取イメージ

溶融飛灰

